

## 令和8年度第3回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年6月5日（金）13時30分～14時43分

2. 開催場所 東金市役所 5階会議室

3. 議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 18件  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認について 2件  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 8件  
議案第4号 農業経営改善計画について  
議案第5号 農用地利用集積等促進計画について  
議案第6号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について  
議案第7号 令和8年度最適化活動の目標設定等について  
議案第8号 農地利用最適化推進委員の候補者について

4. 報 告 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 4件  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件  
報告第3号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 10件

5. 出席委員 13名

会長8番吉井亨、1番野口哲由、3番中田好一、4番農宮弘子、5番平山光子、6番篠崎輝武、7番池田繁雄、9番石井政樹、10番市原勉、11番斉藤ひろ子、12番子安明宏、13番秋山美徳、15番戸田敏一

6. 欠席委員 2名

2番細谷修、14番片岡孝

7. 事務局 山老事務局長、糸久主査

8. 議事録

議 長 委員定数15名中、13名出席しておりますので、総会は成立しております。定足数に達しておりますので、これより令和8年度第3回東金市農業委員会定例総会を開会します。

それでは、議事に入ります。初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、3番中田委員と4番農宮委員を指名します。両委員よろしく願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局の糸久主査を指名します。なお、発言につきましては、

議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局     それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。本日の議案は、8議案です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、18件、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認については、2件、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、8件、議案第4号、農業経営改善計画について、議案第5号、農用地利用集積等促進計画について、議案第6号、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、議案第7号、令和8年度最適化活動の目標設定等について、議案第8号、農地利用最適化推進委員の候補者についてでございます。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和8年5月29日、午前9時より、2班の野口委員、平山委員、池田委員、市原委員、子安委員にご出席をいただき実施いたしました。以上、ご報告申し上げます。

議 長     それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、市原委員より意見発表をお願いします。

10番     申請番号1について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、上谷字小高田の畑、297平方メートル、上谷字神明の畑、346平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業をやっていないので管理できない。譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画では野菜一般を作付け予定です。5月29日に現地を確認しましたが、特に問題等があるような状況は見られませんでした。申請書類も確認し、問題ないものと思われましたが、上谷地区で地籍測量業務が行われた影響で、申請地の面積が変わるとのことであり、このままでは、所有権移転の登記が完了しないとのことですので、本件については保留といたしたいと考えております。以上です。

議 長     ただいま保留との意見がありましたが、事務局からは補足することがございますでしょうか。

事務局     ここで、申請番号1について、補足説明をいたします。番号1については、5月11日付で事務局に申請書の提出があり、必要書類も全て整っていることから受理したわけですが、当該地の2筆は、上谷地区で令和5年に実施された地籍測量業務委託の範囲に入っております。この地籍測量が行われると、その地権者の皆さんに、その地籍調査の結果を報告したり、またその後に千葉県の承認がされたり、国の承認を受けまして、その後、その成

果が法務局に送られます。その結果、新しい面積ですとか、土地の形が登記をされるというものが地籍測量というもののなのですが、これには実際の測量が終わった後、約実際 3 年くらい掛かってようやく登記になるというものであります。ちょうど、この 2 筆は、令和 5 年から 3 年が経とうとしており、譲渡人から昨日の夕方になって連絡があり、その情報によると、まさに法務局がまもなく成果を反映して登記簿を変えるタイミングである、ということをお聞きしました。本来は、議案書記載の面積が記載された許可書を法務局に申請して所有権移転の登記申請をすればよいだけですが、今回のケースについては、農業委員会が発行する許可書の面積と、先ほど言った地籍測量を反映した後の登記簿面積が違ってしまうため、法務局では、古い面積が書かれた許可書では手続きできないとの話で、譲渡人から、どうしたら良いか相談があったわけであります。また事務局からも再度、法務局に問い合わせましたが、同じ見解でありました。以上のことから、発表者と同じく、本件については一旦保留とした上で、新しい面積での再申請をしていただき、審議すべきと考えます。以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。ここで、申請番号 1 番につきまして、意見発表者も事務局も本案件は保留し継続審議すべきとの意見でありました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がございましたので、採決に移りたいと思います。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認についての中で、申請番号 1 については保留して継続審議することとしたいが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございます。出席委員、全員の賛成により、申請番号 1 については保留して継続審議することに決しました。

次に申請番号 2 以降の審議に戻ります。申請番号 2 につきまして、市原委員より意見発表をお願いします。

10 番 番号 2 について説明いたします。本件は、農地法第 3 条の規定による所有権移転の申請です。申請地は小沼田字万関の畑、287 平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業を営んでいないため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画では、野菜を作付け予定です。5 月 29 日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類も整っていることから許可相当と思われます。以上です。

議 長 次に、申請番号 3 につきまして、子安委員より意見発表をお願いします。

12番 番号3について説明いたします。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は関下字天神前の田、2,608平方メートルと畑、204平方メートルを合わせた2,812平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は、遠方在住につき管理できないため、譲受人は、農業経営拡大のためです。営農計画については、水稻と果樹の作付けを予定しております。5月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。必要書類も整っていることから許可相当と思われます。以上です。

議長 次に、申請番号4から14につきまして、関連しておりますので、一括して池田委員より意見発表をお願いします。

7番 申請番号4から申請番号14につきまして、関連がありますので、一括してご説明いたします。本件は農地法第3条の規定による賃借権の申請です。申請地は田中地区と山口地区の2か所です。初めに1か所目の田中字岩木、中屋、焰魔堂の田、9筆で23,644平方メートルの農地です。次に2か所目の山口字鳥井下、表田、正大、諏訪下、鳥越、野際、中塚、松木の田、37筆で30,270平方メートルの農地です。申請者は、今回申請の農地全て同じ方で、新規就農するためです。また、各譲渡人の理由といたしましては、農業をやっていない、高齢化で耕作できない、遠距離のため耕作できない。以上の理由で譲受人と契約することとなりました。賃借料は、10aあたり米で土地の条件によって違いますが1俵と1.5俵と二通りあります。営農計画においては、水稻の作付けを予定しております。5月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も整っていることから許可相当と判断いたします。以上です。

議長 次に、申請番号15から17につきまして、営農型太陽光発電設備の設置に伴う権利設定の更新許可申請であります。後ほど関連する5条許可申請と併せて審議することとします。

次に申請番号18につきまして、平山委員より意見発表をお願いします。

5番 申請番号18番について説明します。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。場所は薄島字南新田380平方メートルの畑です。譲受人は農業経営拡大のため、譲渡人は農業経営縮小のためです。作付作目はネギの予定で営農計画の提出があります。3条許可基準を満たしており、許可相当と思われます。5月29日に現地を確認しております。よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明をお願いいたします。

事務局 議案書の3ページをお願いいたします。

申請番号2は、贈与による所有権移転の申請です。場所は、小沼田コミュニティ会館の東、約600メートルに位置しています。譲渡人は農業を営んでいないため、譲受人は耕

作地を増やしたいため、贈与することとなったものです。作付作目は、野菜です。3条許可基準への適合ですが、従事日数については問題なく、機械の保有状況等については今後トラクターをリースにより取得するとのことで問題ないと思われます。

申請番号3は、贈与による所有権移転の申請です。場所は、関下公民館の南、約450メートルに位置しています。譲渡人は遠方に住んでいて管理できないため、譲受人は農業経営拡大のため、贈与することとなったものです。作付作目は、水稻と果樹です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号4から14は、譲受人が全て同一の、賃借権設定の申請です。場所は、雄蛇が池の南東に9筆、山口区民会館の南東に30筆、大和幼稚園の北に3筆、田中の常安寺の東に4筆など、計46筆で、各所に点在しております。譲渡人はそれぞれ農業していないため、譲受人は新規就農のため、賃借権設定することとなったものです。作付作目は全て水稻であり、賃借料については申請番号4及び10は10aあたり米1.5俵で、それ以外は10aあたり米1俵との記載です。3条許可基準への適合ですか、従事日数、機械の保有状況等については問題無いと思われます。

申請番号18は、売買による所有権移転の申請です。場所は、正気小学校の東、約450メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、ネギです。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、先ほど採決した申請番号1と、申請番号15から17を除き、原案通り賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案どおり可決されました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認についてですが、申請番号1及び2につきましては、後ほど審議する5条許可申請と関連しておりますので、その申請と併せて審議することとします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、野口委員より意見発表をお願いします。

1 番 申請番号1について説明いたします。本件は農地法第5条の規定による、使用賃借権設

定の申請です。申請地は台方字大作前の田、383平方メートルの農地です。転用の目的は専用住宅用地です。転用に伴い、マウントアップ植栽により土砂流水の流出防止をして整地します。また排水については、雨水は升にて敷地内処理し、汚水は合併浄化槽で処理し、西側の水路へ放出する計画で、水路占用許可、道路工事施工承認の許可を得ています。5月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類もすべて整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号2につきまして、平山委員より意見発表をお願いします。

5 番 それでは申請番号2番について説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。場所は下武射田字東大芝981平方メートルの畑です。譲受人は太陽光発電と発電設備の設置のため、パネル180枚の予定です。排水計画ですが、汚水は発生なし。雨水は敷地内浸透ということです。周辺農地の対策では、周辺に反射光が及ばないようにした角度でパネルを設置する予定です。事業計画書、資金計画書など提出があり、問題はないと思われます。5月29日に現地を確認しております。よろしくお願いいたします。

議 長 次に申請番号3につきまして、先ほど申し上げたとおり、議案第2号の申請番号1及び2と関連がございますので、併せて審議をお願いします。  
それでは市原委員より意見発表をお願いします。

10 番 議案第2号の1、2、議案第3号の3は、関連がありますので、一括して説明をいたします。

本件は農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認の申請です。申請地は、令和5年2月9日に1回、5条の規定による建売分譲住宅用地として、許可を受けた北之幸谷字杉ノ木の5筆です。申請の理由は会社が分割され、事業の一部を承継するものです。5月29日に現地を確認しましたが特に問題となるような、状況は見られませんでした。申請書類も整っていることから、許可相当と思われます。以上です。

議 長 次に、申請番号4から7につきまして、先ほども申し上げましたとおり、議案第1号の申請番号15から17と関連がございますので併せて審議をお願いします。それでは、子安委員より意見発表いたします。

12 番 それでは番号4から7について説明いたします。併せて第1号議案の番号15から17についても説明いたします。本件は、営農型太陽光発電の設備の設置に伴う必要な設備関係の申請です。1号議案3条においては、区分地上権設定の申請です。農地法5条については、賃借権設定を伴う一時転用の申請でございます。申請地の場所は、3条の15番については、宿字南原の991平方メートルのうち507平方メートル、16番については、宿字申新田782平方メートルのうち482平方メートル、17番においては、宿字申

新田の1, 500平方メートルのうち402平方メートル。5条においては、番号4については、宿字申新田の畑、2, 350平方メートルのうち2, 468平方メートル、番号5については、宿字南原、991平方メートルの畑のうち1, 477平方メートル、番号6については、宿字申新田、782平方メートルの畑のうちの1, 45平方メートル、番号7については、宿字申新田の畑、1, 500平方メートルのうち0, 315平方メートルでございます。申請理由といたしましては太陽光発電設備の設置のためでございます、5月の29日に現地を確認いたしました、特に問題となるような点はございませんでした。必要書類等も整っていることから、許可相当と判断をいたします。以上です。

議長 次に、申請番号8につきまして、野口委員より意見発表をお願いします。

- 1番 番号8について説明いたします。本件は農地法第5条の規定による所有権の移転を伴う転用の申請です。申請地は、台方字天神上の畑1, 095平方メートルの農地です。転用の目的は宅地分譲用地4区画です。転用に伴い山砂による盛土を行う計画です。隣接農地への被害防除対策は境界に土留めとなる擁壁を設置し、日照対策として、境界から建物を離して配置します。また排水については、雨水は、既設水路に放流し汚水は公共下水道にする計画です。5月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類もすべて整っており、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明をお願いいたします。

事務局 議案書の10ページをお願いいたします。

申請番号1は、使用貸借権設定を伴う転用の申請です。場所は、城西幼稚園の南西、約260メートルに位置しています。転用の目的は、専用住宅1棟の建築です。譲渡人と譲受人の関係は親子です。立地基準につきましては、申請地は、用途地域内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、借入金により賄う計画となっており、融資承諾書が添付されています。

申請番号2は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、千葉県警察学校の東、約490メートルに位置しています。転用の目的は、太陽光発電設備の設置です。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号3は、議案第2号の申請番号1及び2に関連した、会社分割に伴う建売分譲住宅区画の事業継承による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、東金警察署の北、約70メートルに位置しています。始めに経緯を申し上げますが、当該地は、すでに、令和5年2月9日付にて建売分譲住宅11棟用地として、許可した案件ではございまして、別途、都市計画法に基づく開発行為の許可をもって地目も変更されたことから、当初の申請人のA社は事業に取り掛かったところでございます。しかしながら、本年1月1日付けで、

議案書 9 ページの申請番号 1 記載の元々の申請人 A 社と、同ページの申請番号 2 譲受人の欄記載の B 会社とに会社を分割し、11 棟のうち 5 棟に関する区画を継承することになったとのことから、このたび議案第 2 号のとおり、農地法第 5 条の規定による計画変更承認申請がなされたものであります。なお、本申請をする前にすでに販売済みであった 2 棟については本件手続き前の事象として、このたびの変更申請からは除くこととして、元々の申請人 A 社は 6 棟ではなく 4 棟の変更申請となっているものでございます。また、議案書 10 ページの申請番号 3 のとおり、新たな 5 棟の譲受人 B 社が行う農地転用についてを審議するため、農地法第 5 条の申請書が提出されたものでございます。

申請番号 4 は、営農型太陽光発電設備のうち、引込電柱の周囲をフェンスで囲む部分の転用許可申請であり、申請番号 5 から 7 は、営農型太陽光発電設備の設置を目的とした、賃借権の設定を伴う農地法第 5 条の一時転用許可の更新申請です。場所は、申請番号 4、申請番号 6 及び申請番号 7 が、関下公民館の北、約 400 メートル、申請番号 5 が、同じく関下公民館の東、約 530 メートルに位置しています。申請番号 4 は、先にも述べましたが、引込電柱の周りのフェンス設置に係る転用許可申請です。申請番号 5 及び申請番号 7 は、当初令和 4 年 8 月に一時転用許可を受け、今回が 2 回目の更新許可申請となります。申請番号 6 は、当初令和 4 年 8 月及び令和 5 年 8 月に一時転用許可を受け、こちらも今回が 2 回目の更新許可申請となります。太陽光パネル下の作付作目は、サカキで、令和 7 年度の販売実績はありません。なお、本件の申請番号 5 から 7 にかかる一時転用の許可につきましては、パネルの設置に係ることから、3 条の区分地上権の設定に係る許可と同時にすることになります。

申請番号 8 は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、西中学校の東、約 460 メートルに位置しています。転用の目的は、4 区画の敷地分譲のためです。立地基準につきましては、申請地は、用途地域内にある農地であることから、第 3 種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「意義なし」との声あり)

議 長 異議なしの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、また、議案第 1 号の申請番号 15 から 17 の承認について、並びに議案第 2 号の申請番号 1 及び 2 の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案通り可決されました。

次に議案第４号、農業経営改善計画について審議に入ります。農政課より説明をお願いいたします。

農政課　それでは、議案第４号についてご説明させていただきます。農業経営基盤強化促進法第１２条第４項の規定によりまして、意見を求めた案件は認定更新１件、新規２件でございます。

１ページをご覧ください。こちらは広瀬の農業者です。営農類型は酪農です。経営改善につきましては、能力の高い乳牛を導入し牛乳の品質向上を図り、飼料を自家栽培することで経費削減を行い、経営の安定を行うものです。機械、施設につきましては、攪拌機やトラクター等を導入する計画です。

続きまして４ページをご覧ください。こちらは新規認定の方で田中の農業者です。営農類型は水稻です。経営改善につきましては、農地集積による規模拡大及び機械更新に係る稼働効率改善を図るものです。機械、施設につきましては、コンバインやトラクター等を取得する計画です。

続きまして７ページをご覧ください。こちらは新規認定の方で一之袋の農業者です。営農類型は水稻です。経営改善につきましては、農地集積による作業効率化を図るものです。機械施設につきましては、作業場や乾燥機等を取得する計画です。

以上、認定更新１件、新規２件の申請内容をご説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第１２条第４項の各要件に該当しておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議　長　農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

（「意義なし」の声あり）

議　長　異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第４号、農業経営改善計画について、原案通り賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案通り可決されました。

次に、次に、議案第５号、農用地利用集積等促進計画について審議に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局　議案第５、農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。

議案書は１３ページ、資料は別冊の農用地利用集積等促進計画をお願いいたします。農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定により、農業委員会の意見を求められた案件でございます。内容については、農地中間管理機構を介しての賃借権設定で、耕作者３名への貸付となっております。

ります。権利の設定を受ける者は、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第5号、農用地利用集積等促進計画について、原案通り賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席全員の賛成により原案通り可決されました。

次に、議案第6号、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について審議に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書は14ページ、資料は別紙の令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてになります。

本議案につきましては、農業委員会等に関する法律に基づいて、東金市農業委員会における農地等の利用の最適化の推進状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表するため、その内容についてお諮りし、ご承認をいただくものでございます。

なお、ご承認いただきましたら、法令の規定によりインターネットの利用等により6月30日までに公表しなければならない。とされていることから、本日、ご承認をいただきましたら、速やかにホームページにおいて公表したいと考えております。

1ページをご覧ください。こちらは農業委員会の状況について各数値を記しています。農業委員会の状況では、令和7年4月1日現在の状況を記載しております。1の農業委員会の現在の体制は、委員数を記載しており、2の農家・農地等の概要につきましては、国の統計調査等による数値を記載したものです。

次に、2ページをご覧ください。ここから目標値に対する実績の報告になります。大きく4つの項目がありまして、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進、最適化活動の活動目標、この4つの項目でございます。まず1番目、農地の集積ですが、令和7年度の目標40.1%に対する実績となります。令和7年度末の集積率については、29.6%となり、目標を下回る結果となりました。なお、令和7年度末の集積面積は1,003ヘクタールで、令和6年度末が993ヘクタールでしたので、1年間で10ヘクタールの集積が増加したということでございます。続いて、遊休農地の発生防止・解消については、令和3年度の利用状況調査で示された1号遊休農地の中の緑区分の遊休農地を解消することを指標としておりまして、それに対する実績となります。令和7年度の目標値6ヘクタールに対

し、続いての３ページの上段、こちらのとおりの解消実績面積は１ヘクタールとなり目標に対しての達成状況は１６．７％となり、目標を下回る結果となりました。なお、活動実績につきましては、昨年１０月に実施した利用状況調査の結果に基づいて、１号遊休農地１００ヘクタールについて利用意向調査を実施したところでございます。

続いて、３ページの下段の新規参入の促進でございます。こちらは、目標設定が単純な新規参入者ではなく、地主の意向で新規参入者に対して土地を貸し付けても構わない旨を同意してもらい、その農地をホームページなどで公表したものがあろうかという実績になります。令和７年度の目標値６ヘクタールに対し、４ページ上段のとおりの同意を得て公表している農地は無いため、目標を下回る結果となりました。なお、参考の新規参入者の数が２つの経営体となっていますが、こちらは農業経営基盤強化促進法第１４条の４の規定により、新規で青年等就農として認定された方を数字としていれてございます。

最後に、最適化活動の活動目標ですが、活動日数の目標を１人当たり月８日と設定しておりました。これに対して皆様から毎月提出していただいている活動報告をもとに算出すると平均して１人当たり月１．８日となっておりますので、実績としては目標を下回る結果となりました。なお、こちらの日数についてですが、主に地元の農業者の方からの相談や会合などの話し合いはカウントされますが、例えばこの総会や事務局からお願いしている地目変更登記に係る農地の確認などはカウントされません。その他、新規参入者相談会や、事務の実施状況については、その下、また次ページ以降に記載のとおりです。農業者の高齢化や後継者の不在など担い手不足も深刻化するなか、総じて実績としては目標を下回るという結果となりましたが、ご報告とさせていただきます。

事務局の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「意義なし」の声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第６号、令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、原案どおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案通り可決されました。

次に、議案第７号、令和８年度最適化活動の目標の設定等について審議に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして、説明をさせていただきます。

議案書は１５ページ、資料については、別冊の令和８年度最適化活動の目標の設定等になります。本議案につきましては、農業委員会等に関する法律に基づき、東金市農業委員

会における農地等の利用の最適化の推進状況、その他農業委員会における事務の実施状況について公表するため、その内容についてお諮りしてご承認をいただくものでございます。

なお、法令の規定によりインターネットの利用等により公表しなければならないとされていることから、本日、ご承認をいただきましたら、速やかにホームページにおいて公表したいと考えております。

それでは、お配りしております別冊の令和8年度最適化活動の目標の設定等について、まずは1ページをご覧ください。

農業委員会等の状況でございますが、令和8年4月1日現在の農業委員会の体制と農家・農地等の概要を記載してございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。上段、最適化活動の目標でございます。1については、最適化活動の成果目標となっております。(1)については、農地の集積について定めたものとなります。現状及び課題については、記載のとおりです。本市の指針目標については、千葉県農林水産振興計画に定められた令和7年度末の目標値である51%を集積目標として採用いたしました。直近の東金市における農地面積は3,280ヘクタールであり、その51%は、約1,672ヘクタールとなります。令和7年度末の集積面積は1,003ヘクタールでしたので、目標を達成するためには新規集積面積を1年間で672ヘクタール増やす必要があります。以上のことから、大変厳しい目標となりますが、今年度の新規集積面積を669ヘクタールと設定しています。

続いて、(2)の遊休農地の解消について説明いたします。現状につきましては、1号遊休農地の面積は117ヘクタール、そのうち、草刈等により耕作可能となる緑区分の遊休農地が57ヘクタール、耕作を再開するために基盤整備等が必要な黄色区分の遊休農地が60ヘクタールでございます。目標でございますが、緑区分の遊休農地の解消目標は、国のガイドラインにおいて令和3年度末時点の遊休農地を5年で解消することとしていることから、令和3年度末の緑区分の遊休農地28ヘクタールを5年で解消するため、今年度は6ヘクタールと設定しております。

また、黄色区分の遊休農地については、解消のための工程表の策定方針を定めるとされていることから、市の農政課との協議を実施するとしました。続いて、新規発生遊休農地については、前年度に発生した緑区分の遊休農地の解消を目標とするとされていることから、令和7年度に新たに確認できた緑区分の遊休農地8.5ヘクタールを解消目標として設定しております。

続いて、3ページをお願いいたします。(3)ですが、新規参入の促進でございます。現状及び課題については、記載のとおりです。目標値については、国のガイドラインにおいて令和5年度から令和7年度までの3年間に行われた権利移動の面積の平均の1割以上を設定することとされており、3か年の平均が31ヘクタールであることから、その1割は3.1ヘクタールとなりますが、昨年度と同じ目標値を維持するため、6ヘクタールと設定しております。

続きまして、2の最適化活動の活動目標について、ご説明申し上げます。(1)は、最適化推進活動を行う日数目標となります。国におきましては、標準活動日数を1カ月当たり10日

と示しておりますが、本市におきましては、週2日を目安に一月に8日と設定いたしました。(2)は、活動強化月間の設定目標となります。ガイドラインでは、毎年度、活動強化月間として3カ月以上設定することとされており、本市におきましては、7月から8月を農地中間管理事業の啓発月間とし、9月から12月を遊休農地の早期発見月間として設定しております。(3)は、新規参入相談会への参加目標となります。ガイドラインでは、農業委員会は、県や市町村等が実施する新規参入相談会に推進委員等が1名以上参加することを目標として設定するとされており、11月に予定される千葉県農林業就業相談会、こちらへの参加ということを目標として設定いたしました。

最後にその後ろに付けてございます、別紙の様式1をご覧ください。ガイドラインでは、最適化活動を行う委員毎に目標を設定することが定められていることから、本市におきましては、農業委員と推進委員が連携して最適化活動に取り組むため、記載のとおり、33名すべての委員に目標を設定したところでございます。個人名は入っていないのですが、表の左から説明をさせていただきます。まず、担当区域につきましては、国の指示に従い委員名を記載せず、推進委員の担当区域番号の1番から順にアルファベットで表示しています。また、枝番が付いている区域については、1が推進委員、2若しくは3が農業委員を表しています。続いて、担当区域の面積については、国が示しております東金市の耕地面積3,280ヘクタールを農地台帳の面積を基に案分して算出しています。

なお、同じ地区に農業委員と推進委員がいる場合は、推進員を6割、農業委員を4割ということで、案分計算をしてございます。

次の行の新規集積面積ですとか、集積面積の累計、集積率については、令和8年度の全体目標値となるよう、それぞれの担当区域の面積に応じて案分してございます。

次に遊休農地の解消目標ですが、各区域の遊休農地の面積に応じて設定、案分したところでございます。

次に新規参入貸付等同意面積ですが、全体の目標値を6ヘクタールとし、一人当たり0.18ヘクタールと目標設定をさせていただきました。

以上で説明を終了します。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第7号、令和8年度最適化活動の目標の設定等について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案通り可決されました。

次に、議案第8号、農地利用最適化推進員の候補者について審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 議案第 8 号、農地利用最適化推進委員の候補者につきまして、説明をいたします。

議案書は 16 ページ、資料については、議案第 8 号の別表 3 の東金市農地利用最適化推進委員候補者一覧になります。本議案につきましては、配付いたしました農地利用最適化推進委員候補者一覧に記載された 18 名の方を次の農地利用最適化推進委員の候補者とするについて、お諮りをするものです。推進員になるための要件につきましては、農業委員会等に関する法律において、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者とされておりますので、別紙の農業経営の状況、経歴、推薦応募の理由、推薦団体等の欄に記載された内容を見ていただいて、この候補者に該当する可否についてご判断していただきますようお願いいたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第 8 号、農地利用最適化推進委員の候補者について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案通り可決されました。  
次に、報告第 1 号から第 3 号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書の 17 ページをお願いいたします。報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。4 月 24 日から 5 月 22 日までに受付した案件は 4 件です。相続により所有権を取得したもので、斡旋等の希望はありません。

議案書の 20 ページをお願いいたします。報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてです。4 月 26 日から 5 月 25 日までに受付した案件は 2 件です。いずれも双方合意による賃貸借の解約です。

議案書の 21 ページをお願いいたします。報告第 3 号、地目変更登記申請に係る登記官からの照会についてです。10 件の照会があり、現地調査を 5 月 11 日と 25 日に実施いたしました。調査の結果、照会番号 6 の 2 筆及び照会番号 8 のうち 2 段目からの 3 筆については、雑草が繁茂していて雑木等も見受けられましたが、農業振興地域の農用地であり、第 1 種農地であることから周辺農地への影響も鑑みて農地で回答し、その他は農地への復元が困難な状況であると判断し、非農地で回答したものでございます。

報告事項については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、以上で本定例総会に提出された案件は全て終了いたします。

これをもって定例総会を閉会といたします。慎重審議ありがとうございました。